

クラウス・ロクシン 『刑法総論』 第一巻（第一版）[一]

吉田 宣之

翻訳にあたつて

これは、Claus Roxin 著、"Strafrecht, Allgemeiner Teil, Band I" 第1版の翻訳である。

この刑法体系書の」とば、私が、回教授の刑事訴訟法に関する著作、"Strafverfahrensrecht(1111返)" の翻訳に際して生じた疑問を解決するため、ミロンヘン大学の研究室を訪れた時に、話題に上つた。ロクシン教授によれば、刑法と刑事訴訟法とは車の両輪のようなもので、両法の理解なくして犯罪現象の正しい把握は望めない、とのことであつた。そこで私は、機会があれば刑法体系書の翻訳も手掛けてみたい旨話したが、ロクシン教授は、時期が来たら連絡してくれるようだ、吉田教授になら喜んで許可したい、と答えて下さつた。

一九九三年、桐蔭学園横浜大学に法学部法律学科が新設され、私は刑法を担当することになったが、同時に、鶴川

学長の「学問と教育の充実」という理想を実現するため、学術誌を編纂することとなり、編集委員長を拝命することになった。そこで、何かこの新しい雑誌にふさわしい内容と価値を持つた新しい企画はないかと考えた末、「目的論的・刑事政策的犯罪論」という新しい観点から犯罪論の展開を意図する、このロクシン教授の著作を翻訳することを思い立つた。早速、学長に連続翻訳の許可をいただく一方で、ロクシン教授に手紙を書き、不本意ではあろうが、連続翻訳を許可して下さるようにお願いした。一九九三年六月三〇日の返事には、いずれは一冊の訳書として出版されることが望ましいが、なによりもまず私の考えが日本の研究者の目にふれることが大切であるから、喜んで許可すると書かれていた。

無謀な試みなのかもしれない。しかし、一人の、世界的な刑法学者の思想を理解することを、これを越えるための一里塚としたい。ロクシン教授に教えられた、学問研究者の本質的資質である「Fleiß」の意味を改めてかみしめながら、不退転の決意で臨みたい。

刑法総論 目次

第一章 刑法の基礎

第一節 形式的意味の刑法、定義と限界設定

I 刑法の形式的定義基準としての制裁（刑罰と
処分）及び制裁制度の二元性

II 公法としての刑法、非刑法的制裁としての懲
戒処分、過料及び秩序処置

特別刑法

IV 刑法学の部分領域としての実体刑法、その
諸分野

刑事手続法

量刑法

行刑法

少年法

犯罪学

実体刑法の総論

第二節 実体的犯罪概念、補充的法益保護としての刑 罰と刑罰類似の制裁との内容的区別

I 実体的犯罪概念

II 可罰性の前提としての法益侵害
1 単なる道徳違反の刑法からの排除
2 秩序違反の刑法からの排除

III 従来の法益の定義の非適切性
1 憲法からの法益概念の演繹
2 純粹にイデオロギー的な目的設定は法益を
保護しない

IV 憲法からの法益概念の演繹
1 恋意的科刑は法益を保護しない

2 純粹にイデオロギー的な目的設定は法益を
保護しない

3 純粹な道徳違反は法益を侵害していない
4 その他の結論

5 秩序違反も法益を侵害する

法益概念の可変性
法益保護の限界問題

法益侵害が欠如する場合

法益と行為の客体

法益の保護をしない刑法は無効か？

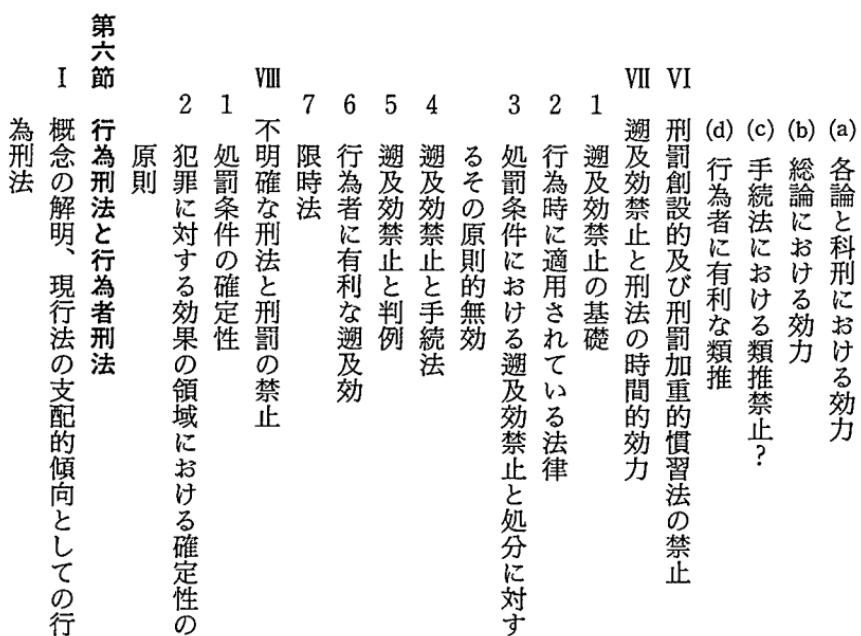
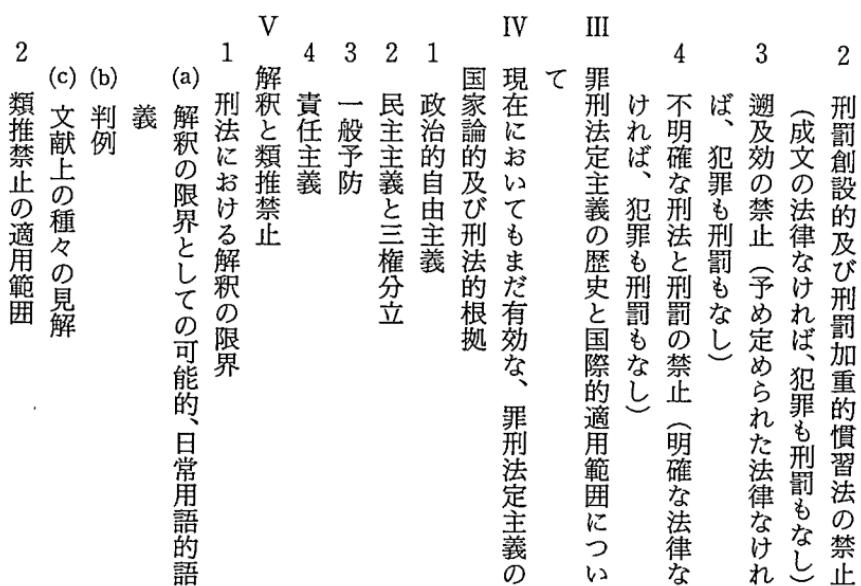
立法者は法益の侵害を处罚するよう義務づけ
られるのか？

法益保護の補充性
文献に見られる種々の見解

XIII 刑罰と刑罰類似の制裁との内容上の区別
XII 法益保護の補充性
XI 文献に見られる種々の見解

									秩序違反法の過料との区別
									懲戒処分との区別
									訴訟法及びその他類似の法律の秩序処置と強制処置との区別
									一九六二年の草案と代案
									改正の内容
									一九六九年から今日までの改正立法
									改正作業の再開
									国家社会主義の時代
									ワイマール共和国の改正作業
									第三次節 刑罰と処分の目的及び正当化
									I 刑罰の目的、刑罰論
									1 応報論(正義論、贖罪論)
									2 特別予防論
									3 一般予防論
									4 応報的統合論
									5 予防的統合論
									(a) 刑罰の予防専一的目的
									(b) 応報の全面的放棄
									(c) 侵害の限界設定手段としての責任原則要約
									第四節 処分の目的と限界、刑罰と処分の関係
									刑法の第三の道としての被害者補償?
									一八七一年以後のドイツの刑法改正
									一八七一年の帝国刑法典
									第一次世界大戦までの発展

									第三次節 解釈と刑法の時間的適用範囲に関する罪刑法定主義
									I 法律なければ犯罪も、刑罰もなし
									II 罪刑法定主義の四つの作用
									1 類推禁止(厳格な法律なければ、犯罪も刑罰もなし)
									2 法律なければ犯罪なし
									3 法律なければ刑罰なし
									4 法律なければ犯罪なし
									VIII 懲役刑の廃止
									VII 六月末満の自由刑の抑制
									VI 刑の免除
									V 新罰金体系
									IV 行状監督
									III 社会治療施設
									II 法律なれば犯罪も、刑罰もなし
									I 法律なれば犯罪なし
									第一次世界大戦までの発展



				II	Franz v. Liszt 以後の後継者における行為刑法と行為者刑法
				III	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
			1	Erik Wolf	罪学的及び規範的行為者類型
		2	2	一九三三年の常習犯人法	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
		3	3	戦時立法と規範的行為者刑法	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
			IV	現行法における行為刑法と行為者刑法	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
			1	行為者刑法の加重的影響	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
			(a)	各論における行為者刑法的構成要件?	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
			(b)	総論における行為者刑法的影響?	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
			(c)	量刑における行為者刑法的影響?	三十年代の行為者刑法的傾向、行状責任、犯罪学的及び規範的行為者類型
					III 新しい犯罪論の史的展開について
				1	基本概念の発見
			2	立法者によるこの概念の継受	新しい犯罪論の史的展開について
			3	犯罪体系論の史的発展段階	新しい犯罪論の史的展開について
			1	古典的犯罪体系	新しい犯罪論の史的展開について
			(a)	目的的行為論	新しい犯罪論の史的展開について
			(b)	新古典的体系	新しい犯罪論の史的展開について
			(c)	目的的犯罪体系	新しい犯罪論の史的展開について
			4	古典的体系から目的論的体系への発展の精神史的・哲学的基礎	新しい犯罪論の史的展開について
			5	新古典的・目的論的統合としての支配的現行犯罪論	新しい犯罪論の史的展開について
			6	目的合理的(機能的)刑法体系	新しい犯罪論の史的展開について
			IV	伝統的刑法体系論の成果と限界、刑法解釈学における体系的思考と問題的思考	新しい犯罪論の史的展開について
		I	1	体系的思考の長所	新しい犯罪論の史的展開について
		II	1	体系的思考の長所	新しい犯罪論の史的展開について
			(a)	体系案審査の簡便化	新しい犯罪論の史的展開について
			(b)	均一的及び区別的法適用の前提としての体系の整序	新しい犯罪論の史的展開について
			(c)	法の単純化と良好な操作可能性	新しい犯罪論の史的展開について
			(d)	法の発展的形成のための道標としての体	新しい犯罪論の史的展開について
4	3	2	1	行為構成要件該当性	新しい犯罪論の史的展開について
4	3	2	1	違法性	新しい犯罪論の史的展開について
4	3	2	1	責任	新しい犯罪論の史的展開について
					III その他の处罚条件

系的関連性

2

体系的思考の危険性

(a) 個別事例の正義の等閑視

(b) 問題解決の可能性の減少

(c) 刑事政策的に正当化不可能な体系的推論

(d) 超抽象的概念の使用

問題的思考

V 目的論的—刑事政策的体系構想の基礎

1 評価に方向づけられた体系の構想のために

行為

構成要件

不法

(a) 行為

(b) 構成要件

(c) 不法

(d) 有責性

(e) その他の处罚条件

刑法解釈学と刑事政策

評価の観点としての犯罪範疇

4 目的論的—刑事政策的犯罪論と体系構築及び概念構築の方法

第八節 行為

I 行為概念の任務

II 刑法解釈学の発展における行為概念、叙述と批判

1 前古典派の行為概念
2 古典派の体系における自然的（自然主義的、因果的）行為概念
3 目的的行為概念
4 社会的行為概念
5 消極的行為概念III 6 構成要件における行為の止揚
1 人格的行為概念

1 人格の表現としての行為

2 類似の見解

3 基本要素としての人格的行為概念
4 結合要素としての人格的行為概念
5 限界要素としての人格的行為概念
6 人格的行為概念の本質

第九節

I 軽罪と重罪

II 区別の歴史について
現行法における規定と実践的意味

現行法における抽象的理論の実現と罪刑法定

主義におけるその基礎——

第三章 構成要件

第十節 構成要件論

II I
体系構成要件、保障構成要件、錯誤構成要件
体系的範疇としての構成要件の発展について

Beijingの客觀的及び沒價值的な構成要件

不法構成要件としての体系構成要件の認識

III 構成要件と違法性との関係

海賊の構成と運営

5

形罰法規における違反性の指示
把握された構成要件要素

社会的相当性と構成要件阻却

V 1 開かれた構成要件

VI 総合的行為評価要素 客観的及び主観的構成要件

1 客觀的構成要件

(b) (a) 客観的構成要件の構造と内容
記述的及び規範的構成要件要素

2 主觀的構成要件

(b) 主観的構成要件要素及び責任要素からの

四
別

(d) 構成要件の主観的要素との体系化について

四

構成要件における行為無価値と結果無価値構成要件の種類

続犯と累犯

5 結果的加重犯

規則と法政策的評価
基本犯と結果との関

(c) 類似の構成要件形式

(d) 歴史について

4 侵害犯と危険犯

企行犯

单一及び結合犯

単数行為犯及び複数行為犯

一般犯と身分犯

基本犯、構成要件的変型、独立犯

第十一節 客觀的構成要件への帰属

I 因果関係論

いて

II 等価説（条件説）

III 等価説の個別問題

IV 相当性説と重要性説

B 客觀的構成要件へのその他の帰属

1 序

2 許されざる危険の作出

(a) 危険減少の場合の帰属の阻却

(b) 危険の作出のない場合の帰属の阻却

(c) 危険の作出と仮定的因果経過

(d) 許された危険の場合の帰属の阻却

3 許されざる危険の実現

(a) 危険の実現を欠く場合の帰属の阻却

(b) 許されざる危険の実現を欠く場合の帰属の阻却

(c) 注意規範の保護目的によってカバーでき

(d) 合法的な逐一的行為と危険増加論

(e) 危険増加論と保護目的論の結合について

4 構成要件の射程距離

(a) 故意の自己危殆への関与

(b) 合意に基づく他人の危殆

(c) 他人の責任領域への分類

(d) その他の場合

II 危険犯

1 具体的危険犯

2 抽象的危険犯

(a) 古典的抽象的危険犯

(b) 節度ある行為（特に、道路交通における）

(c) “精神化された中間法益”を持った犯罪

(d) 抽象的適格性犯罪

第十二節 故意と構成要件的錯誤、因果の逸脱の場合

における故意への帰属

理

I 故意の基礎と現象形態 意図 直接故意 条件つき故意(未必の故意) 可能的な法益の侵害の決意としての条件付き故意 (b)類似の解決及び異なる解決 (aa)同意説あるいは承諾説 (bb)無関心説 表象説あるいは可能性説 蓋然性説 回避意思不活動説 Frankの公式 結合説 Frishの危険説 Jakobsの非蓋然的とはいえない結果 発生と危険の常態化 Herzbergの遮蔽されなかつた危険説 総合的考察 (ll)未必の故意と意識的過失の統一的処	3 2 1 4 5	(c)新しい判例の発展について 故意の時間的次元(先行故意と後行故意) 故意の構成要件関連性と択一的故意 構成要件的錯誤 行為事情の知と不知 構成要件的錯誤と禁止の錯誤の限界 行為事情の“知”における意識の明瞭性 構成要件的故意の対象、§16の直接及び類推適用 §16 Iの法定構成要件の事情 §16 IIの刑の減輕事情についての錯誤 §16の類推適用 他の規則によって取り扱われる錯誤 因果の逸脱の場合の故意への帰属 通常の因果の逸脱 打撃の錯誤 “故意の交換”(行為客体の交換) “概括的故意”と類例 客体の錯誤(もしくは、人の錯誤)
--	-----------------------	--

I 承諾論の状況について

歴史について

合意と承諾

個別化から導かれる差異

個別化の否定とその帰結

II 構成要件該当性阻却事由としての承諾

構成要件該当性阻却根拠としての承諾者の行動の自由

有効な承諾の場合の犯罪類型実現の欠如

一元的正当化に対する論拠としての利益

衡量の欠如

二分割理論の貫徹可能性の欠如

§ 226aは反対の論拠ではない

“侵害を緩和する承諾”の正当化力は反対の論拠ではない

構成要件の個別の構造の結論としての有効な承諾の種々の条件

承諾の可能性が欠如したあるいは制限された構成要件

承諾の告知、対象、時及び取り消し

有効な承諾の条件としての告知

2 承諾の対象としての行為と結果
3 承諾の時と取り消し可能性

V 理解力

VI 承諾における代理

VII 承諾における意思の欠如

VI 欺罔

VII 錯誤

VIII 承諾の存否に関する錯誤

VIII 違法性と強制

VIII 違法性

第四章 違法性

第十四節 不法論の基礎

I 違法性と不法

形式的違法性と実質的違法性

被害者解釈学と実質的不法

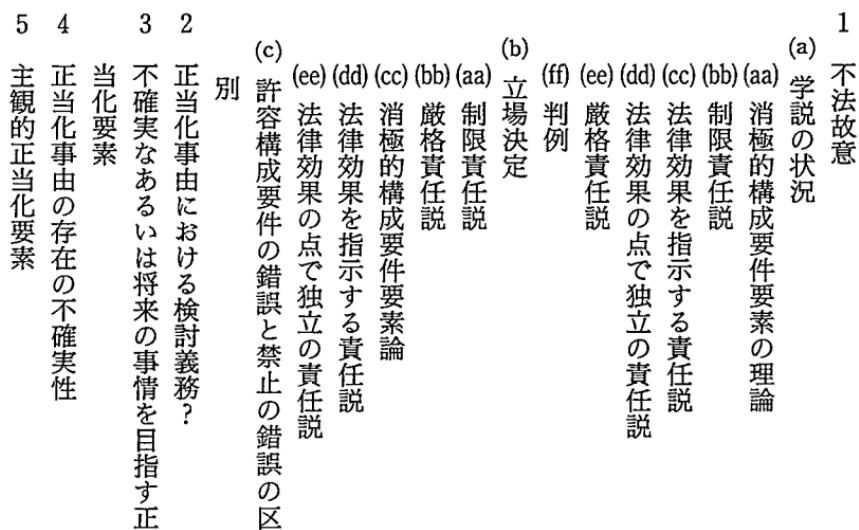
不法と法的に自由な領域

違法性と法秩序の単一性

正当化事由の体系化について

正当化事由の競合

正当化における錯誤の問題



第十五節 正当防衛

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	X	IX
正当化事由の作用										
個々の正当化事由の叙述と分類										
容認										
主觀的正当化要素の必要性										
(a) (b) (c) (d) (e) (f)										
主觀的正当化要素の内容的条件										
主觀的正当化要素欠如の場合の未遂の										
正当防衛権の基本原理										
正当防衛権の歴史的発展について										
正当防衛における侵害										
侵害の現在性										
正当防衛可能な法益										
防衛の必要性										
正当防衛の被要請性										
侵害										
無責あるいは責任が著しく限定されている										
被侵害者によって違法に挑発された侵害										
軽微な侵害										
保障関係の範囲にある侵害										
脅迫によつて強要された侵害										

高権的行為と正当防衛権

緊急救助

X 正当防衛の侵害者とその法益への限定

XI 主観的正当化要素としての防衛の意思

第十六節 正当化的緊急避難と類例

A 基本規定たる § 34

I 現行緊急避難権の発展

II 緊急避難の危険

III 対立する利益の衡量

IV 衡量の観点

法定刑の比較

(a) 価値の格差

(b) 価値の格差

(c) 価値の格差

(d) 価値の格差

(e) 価値の格差

(f) 価値の格差

(g) 価値の格差

(h) 価値の格差

(i) 価値の格差

(j) 価値の格差

(k) 価値の格差

害の個別的意味

(1) 侵害の犠牲者からの危険の発生

2 保護利益の著しい優越

VIV 相当性条項

1 対立する利益が同一の法益の扱い手に帰せられる場合

IVV 正当化的緊急避難のその他の問題

2 高権の扱い手の緊急避難権

3 主観的正当化要素

B 民法上の攻撃的緊急避難、§ 904 BGB

C 民法上の防衛的緊急避難、§ 228 BGB

D 正当化的義務の衝突

E 緊急避難類似の状況

F Art. 20 IV GGの抵抗権

G 第十七節 職権と強制権、官庁の許可

H 公務員の侵害権

I 違法拘束命令

J 公務者代理行為

K 仮留置

L 不法の側に立つた活動

M 当事者との守られた損害と発生した損

第五章 責任と答責性

- I 私的懲戒権
- II 教師の懲戒権
- E 官庁の許可

第十八節 許された危険による正当化事由

- A 推定的承諾
- I 正当化事由の構造
- II 推定的承諾の補充性
- III 利己的行為における推定的承諾?
- IV 推定的意思確定のための基準
- 1 他人の利益のための行為
 - (a) 事物に拘束された決定
 - (b) 人格に拘束された決定
 - (c) 生存に関する決定
- 2 自己の利益のための行為
- V 錯誤と検討義務
- B 正當な理由の擁護
 - I § 193の構造について
 - II 正当化事由としての正當な理由の擁護
 - III 侮辱罪の構成要件を越えない § 193
 - IV 正當な理由の擁護の個別条件

第十九節 答責性論の基本問題

- I 刑法的答責性の条件としての責任と予防の必要性
- II 心理的責任概念から規範的責任概念へ
- III 規範的責任概念の批判について
- IV 刑法における責任の内容の決定(実体的責任概念)
 - 1 “他行行為の可能性”としての責任
 - 2 法的に否認された心情としての責任
 - 3 自己の性格に対する保証義務としての責任
 - 4 一般予防の必要性によって書き加えられるものとしての責任
 - 5 規範的呼び掛け可能性に反した不法な行為としての責任
 - 6 責任主義の反対者
- V 刑罰を基礎づける責任と刑罰の量定の責任
- VI 責任阻却事由と免責事由?
- VII Maurachの行為答責の理論
- VIII 行為責任と行状責任

第二十節 責任能力

A 成人の責任能力

I 法律上の規定の基礎

II 生物学的・心理学的関連所見

1 病的精神障害

2 重い意識障害

3 精神薄弱

4 その他の重い精神異常

III 弁別能力と制御能力

IV 著しく劣った責任能力

1 § 21の条件

2 刑の任意的減輕

3 § 7 WStGの特例

B 子供と少年の責任能力

C 原因において自由な行為

第十一節 禁止の錯誤

I 禁止の錯誤の規定、理論史的発展と法政策的

問題性

II 不法の意識の対象

III 不法の意識の現象形式

1 禁止の存在についての錯誤

正当化事由の存在又は限界についての錯誤
包摃の錯誤

4 有効性の錯誤

5 禁止の錯誤の意識形式

6 条件づけられた不法の意識

7 禁止の錯誤の回避可能性

8 有責な行為の条件としての禁止の錯誤の回避可能性

9 刑法的答責性阻却の事例としての錯誤の責任

10 行為責任あるいは行為者責任としての禁止の錯誤の回避可能性?

11 不法の認識獲得のための手段

12 行為責任あるいは行為者責任としての禁止の錯誤の回避可能性?

13 回避可能性の個別条件

14 確認のための『端緒』

15 確認努力に必要とされる程度

16 不十分な努力の事例における不法の認識

17 の獲得可能性

18 禁止の錯誤の法律効果

19 禁止の錯誤の特別規定

VII VIII

20 禁止の錯誤の法律効果

21 禁止の錯誤の特別規定

第二十一節 答責性阻却的緊急避難と類例

A § 35の緊急避難

規定の体系的位置づけと目的論的内容
現在の他に防ぐことのできない危険

緊急避難可能な法益

特権の与えられている人的範囲

危険防衛のための行為

§ 35 I 2による答責性阻却の不許可

例外的不許可の理由について

特別の法律関係

自招の危険

5 危険の甘受が期待されるその他の事例

危険の甘受が期待される場合の量刑

緊急避難状況の錯誤による承認

緊急避難行為の共犯

§ 33の過剰防衛

規定の体系的位置づけと目的論的内容

答責性阻却的情動

意識的及び無意識的正当防衛の過剰

質的及び量的過剰防衛

無関係な第三者の侵害

挑発された正当防衛状況に続く過剰防衛

誤想一過剰防衛

他の正当化事由の過剰くの§ 33の類推適用の
可能性?

C 良心的行為

E 刑法的評価の基礎としてのArt. 4 GG

II 良心的行為の可罰性についての結論

III 無罪となる良心的行為の体系的整序

D 各論における答責性阻却事由

I 個別的事例

1 近親者に対する告発の不作為 § 139 III 1

2 未成年者の近親相姦 § 173 III

3 他人と同時に自己のためになされた刑を無
効にする行為 § 258 V

4 近親者のための刑を無効にする行為 § 258 VI

II このような事例の解釈論上の取り扱い

E 超法規的答責性阻却

I 超法規的責任阻却事由としての期待不可能
性?

II 答責性阻却事由としての危険共同体

			1 超法規的答責阻却の基礎づけ
	2 超法規的責任阻却としての支配的見解		2 文献上の見解
3 刑罰阻却事由の承認			3 実際上の結論
4 禁止の錯誤の承認			4 他の考え方
	III 人の殺害の場合の答責阻却事由としての比較的輕微な害の選択？		IV 1 第四番目の犯罪カテゴリーの拒否 2 第四番目の犯罪カテゴリーの基準としての当罰性
		V 1 第四番目の犯罪カテゴリーの基準としての處罰の必要性 2 極端な見解における第四番目の犯罪カテゴリーの肥大化	3 第四番目の犯罪カテゴリーの基準としての處罰条件及び處罰阻却事由と訴訟条件との区別
I 答責性の彼岸にある処罰条件、問題提起と事例	II 支配的見解における第四番目の犯罪カテゴリーの肥大化	3 1 限界設定の問題性と困難性 2 “刑罰という害悪の貢献”を基準にする実体法の決定	4 1 実体法と形式法の区別の基準としての刑事訴訟なしの考察 2 実体法への所属の基準としての行為との直接関連性
III 可罰性の客観的条件と刑法外の目的設定が優越する場合としての処罰阻却事由	1 構成要件要素としての見せかけの処罰条件 2 正當化事由としての見せかけの処罰阻却事由	3 1 実体法への所属の基準としての行為との直	4 展望、訴訟法における刑法的及び刑法外的目的設定

第七章 過失

第二十四節 過失

前注

VIII 故意、軽率、不法と責任を段階づける単純及び輕微過失

1 故意と過失

2 軽率

3 輕微過失

B IX 過失犯と罪刑法定主義
II 違法性
I 基本的問題性

A I 責任形式から構成要件的犯罪類型へ
II 過失行為の基準
III 許されざる危険の惹起の具体化について

1 法規範

2 取り引き規範

3 信頼の原則

(a) 道路交通における

(b) 分業的共同作業において

(c) 他人の故意の犯罪行為を考慮して

4 種々の基準形態

5 檢査義務と不作為義務

6 利益と危険の衡量

事項索引

C IV 推定的承諾と実在的承諾
I 責任と答責性
II 正當防衛
III 緊急避難

I 一般的の責任阻却事由

II 付加的責任阻却事由

1 個別の不能

2 期待不可能性

VII 構成要件的保護領域の具体化について

VI 過失基準の一般化と個別化

V 無意識的及び意識的過失

IV 過失犯の客観的及び主観的構成要件

第一章 刑法の基礎

第一節 形式的意味の刑法、定義と限界設定

I 刑法の形式的定義基準としての制裁（刑罰と処分）及び制裁制度の二元性

刑法は、刑罰あるいは改善及び保安処分によつて威嚇された行為の条件または結果を定める法規の總体からなる。その条件は、特に、故意（§§ 211 ff.）、傷害（§§ 223 ff.）、窃盜（§§ 242 ff.）などの犯罪行為の記述、そして、又、例えば、錯誤（§ 16 f.）、責任能力（§§ 19 ff.）、正当防衛（§ 32）など、何時犯罪の記述に一致する行為が刑法上の制裁を加えられるのかが個別的に解る諸規定からなる。その結果は、§§ 38—76aの刑罰の量と種類、又は、処分の言い渡しと実施に関する全規定からなる。

それ故に、刑罰と処分は全刑法規定に共通の連結項である。このことは、形式的意味の刑法が制裁によつて定義さ

れる」とを意味する。ある規定が、刑法に帰属するのは、それが命令又は禁止の侵害を規範化している——の「」とは多くの私法上及び行政法上の規定によつてもなされてい——との理由からではなく、おしろこの侵害に刑罰あるいは処分によつて制裁が加えられるとの理由からである。

StGBは、二種類の主刑と一種類の付加刑を認めているが、主刑は自由刑と罰金刑で、その形態は §§ 38—43に詳細に記述されており、付加刑とは、§ 44に規定された運転禁止の「」である。主刑と付加刑の違いは、主刑がいつも單独で科されるのに対し、付加刑は主刑の判決言い渡しの時、同時に科せられるといふにある。それ故、誰も、交通犯罪を犯した時に、運転禁止のみに処せられることはなく、自由刑又は罰金刑が言い渡された時、同時に、運転禁止に処せられる。刑法典が二種類の主刑を認め、軍事刑法はこれに留置（§ 9 WStG）を加えるのに対し、§ 61は六種類の改善及び保安処分を列举し、その態様の詳細を §§ 62—72で規定している。

現代の刑法を理解するために決定的に重要なのは、これら二つの法律効果を区別する「」ことである。「」の区別を、刑罰と処分の機能についての争点（「」の点については、§ 3）をすべて捨象し、可能な限り簡潔に表現すれば、以下の様になる。即ち、刑罰は過去の犯行についての行為者の責任を前提とするのに対し、処分は行為者の将来へ向けての継続的危険性を前提としている。“行為者の責任は量刑の基礎である”、と § 46 I 1で述べている。それ故、責任が、例えば、精神障害（§ 20）によつてあるいは回避不可能な禁止の錯誤（§ 17）によつて欠ける場合には、行為者の責任は阻却される。これに対して、責任が欠けた場合であつても、行為者がその状態のために“公衆にとって危険である”場合には（§ 63 I）、もちろん処分を科すことができる。精神病である謀殺者は、例えば、責任が欠ける場合には罰せられないし、又、それ故に、可罰的殺人罪を犯したことの理由とする起訴では、無罪が言い渡される。これに代えて、彼には、§ 63の要件のもとで、精神病院への収容、という処分が科せられる。刑罰と処分は相關関係にはある

が、必ずしも二者択一の関係に立つものではなく、しばしば併存することもある。有責に交通事犯を犯した時に、行為者が“自動車を運転する適性がない”（§ 69 I 1）という事情が明らかになつた場合には、自由刑又は罰金の言い渡しに加えて、彼に運転免許取消の処分が科せられる（この処分は上述の運転禁止の付加刑と混同されてはならない）。それ故、責任は処分の条件ではないが、処分を妨げるものではない。むしろ、責任は刑罰の、危険性は処分の条件で、両者は相互に重なり合う円の関係にあるため、法律効果としての刑罰と処分は、時として、単独で、あるいは、併合して科すことが出来る。

こうだとすると、一般に定着している“刑法”と言う名称は本来正しくないということが解る。精確には、“刑罰”及び“処分法”と呼ばれなければならないのではないか。歴史的に、“刑法”という略称の由来は、ことでもこの表現が簡潔なのでこれを使うが、処分が比較的遅れて、即ち、一九三三年一月二四日の法律によつて初めて一八七一年の旧刑法に導入されたという事実によつて説明される。したがつて刑罰が、まず、法律の唯一の制裁となつたのである。処分の導入以後、ドイツ刑法は“二元システム”と言われている—これは刑罰又は処分のみを認める一元主義システムに対置される（§ 3, Rn. 62 参照）。処分の基礎は、刑事政策的には、刑罰が責任に拘束されているために社会保護の任務を十分に果たすことが出来ないという点にある。危険ではあっても、責任のない行為者は処罰されはしないが、住民の利益を考えて—つまり処分を科すことによって—更に犯罪行為が犯されるのを防がなければならない。責任が軽い時にも（§ 46 に従つて相応の軽い）刑罰を科すことは可能であるが、それは行為者から発生する危険に対する防御手段として十分でないことが多い。その様な場合には、法律に予定されている処分の一つを用いて犯罪行為が犯されるのを阻止しなければならない。それ故、処分は社会にとって必要不可欠のものといえる。したがつて処分は、一九三三年に導入されたとはいえ、ナチの思想の所産によるものではなく、それ以前の準備作業によるものであ

*なお、Rn. は、段落番号で段落一行目行末に記した。

るために、刑法改正にあたつても維持されるどころか、むしろ拡張されているのである。現代の大部分の刑法典は、今日、二元主義の原理に基盤を置いている。

II 公法としての刑法、非刑法的制裁としての懲戒処分、過料及び秩序処置

刑法は、民法の様に、平等原則に基づいているのではなく、個人を（刑罰規範による命令を通じて個人に対置される）國家権力下に置く服従原則に基づいているので、公法を構成するものである。それにもかかわらず、法の素材が、一般的に、民法、公法と刑法の三大分野に区分される場合には、刑法は、伝統的に又その特別の意味から狭義の公法から区別され、独立させられる。けれども、それによつて、刑法が広義の公法に属するものであることは何も変わらない。

規範違反行為を刑事刑法の制裁によって威嚇している諸規定は刑法ではなく、狭義の公法に属する。諸種の職業上の身分にある懲戒法は、過誤の懲戒が §§ 38 ff. StGB の意味の刑罰ではないので、刑法ではない。同様に、OWiG に規定されている秩序違反法は、刑法の規定に似ているか又は同じではあるが、その構成要件によつて認められているのが“過料の处罚”のみであるために (§ 1 I OWiG)、刑法ではない。又、例えば、廷内での不服従あるいは侮辱を理由に科せられる制裁は、たとえその内容が自由剝奪あるいは金銭の支払いであったとしても、刑事法的意味での制裁ではない。それ故、立法者は、これら、以前の、所謂“秩序罰”を、誤解を避けるために、現在では單に“秩序処置”（“秩序拘禁”及び“秩序金”；§§ 177, 178 GVG 参照）と呼んでいる。立法者は、ほぼ一般的に、自由刑、拘留罰、秩序罰及び罰金の概念のみを犯罪の制裁に用いることにしているように思われる (Art. 5 EGStGB)。

III 特別刑法

他方、刑法の範囲は刑法典をはるかに超えている。法秩序の全領域には、その領域に含まれている一定の規定の侵害を刑罰で威嚇している、極めて多くの法律がある。StGB 以外の特別法に含まれている全刑罰法規が“特別刑法”と呼ばれる。この法律は、一般に、大学の個別講義の対象ではない。けれども、本書で取り扱われる刑法総論はStGB の各論の犯罪の記述についてと同様に、そのまま特別刑法にも適用される（Art. 1 EGStGB参照）。

IV 全刑法学の部分領域としての実体刑法、その諸分野

刑法は、刑罰によって威嚇された行為態様の条件と結果を取り扱う。それ故に、刑法は、本来の対象、“素材”、刑事司法に従事するものであり、そのためには“実体刑法”とも呼ばれている。この実体刑法は類似の法領域、即ち、刑法と共同して初めて、刑事司法の全領域を法律によって規定することの出来る、しかも、行為、行為者及び刑事訴追を立法者の及び学問的努力の対象としている法領域から区別されなければならない。近接する法領域の中で最も重要なのは、刑事手続法、量刑法、行刑法、少年刑法及び犯罪学である。

1 刑事手続法（刑事訴訟法とも呼ばれる）は、犯罪の捜査と国家刑罰権の貫徹を定める諸規定を含んでいる。その主たる法的根拠は、一八七七年二月一日の刑事訴訟法(StPO)と一八七七年一月一七日の裁判所構成法(GVG)である。

文献・省略

2 これに対し、量刑法は、科刑の種類と量の基準となる、すべての規則を包含する。この法は、ここ数十年の間に、学問的に、更に独立した法領域へと発展したもので、可罰的行為の結果を詳細に規定するために、体系的には、実体刑法に属する。それ故、量刑に関する法律の規定は、正当にも、StGB(§§ 46—51)に含まれている。量刑法は、体系的に実体刑法に属するものであるために、(こゝでも、概略が記述される)ことになる(Band IIなど)。

文献・省略

3 行刑法は、犯罪に刑事訴訟と量刑とを結び付けるもので、自由刑の執行並びに自由剝奪処分に関する法規定のすべてを含む。この法は、一九七六年三月一六日の行刑法(StVollzG)で初めて、法律の規定として認められた。

文献・省略

4 少年法は、取り扱われる規範領域によつてではなく、行為者の特性によつて固有の法領域となる。この法は少年の犯罪行為(14—18才)とその(部分的には刑法上の)結果とを取り扱う。その規定は一九五三年八月四日の少年裁判所法(JGG)にある。それは少年にとっての(部分的には18—21才の未成年者にとっての)実体法上の、訴訟上の、量刑法上及び執行法上の特別規定を含んでおり、それ故に、法体系上、前述のすべての分野に部分的に分類されることになる。

文献・省略

5

今までに挙げられた五分野（刑法、刑事訴訟法、量刑法、行刑法、少年刑法）すべてが規範学である、即ち、法規とその適用に従事するものであるのに対し、犯罪学が現実の学として対置される。これは、包括的な記述に基づけば、『犯罪、犯罪者、否定的な社会変化及びこれらの行為の統制に関する経験的知の秩序ある総体』である。

これは、これまでに挙げられた法律分野すべての経験的側面を学問的に支えている。

文献：省略

Rn. 9—13で挙げられた法領域を実体刑法に含めるならば、その内容は、全体として、『全刑法学』と呼ぶことが出来る。この全刑法学の領域から限定された一部分のみを切り取ると実体刑法になる。それ故、刑事司法を学問的に理解するためには、実体刑法を知るだけでは決して十分ではないということを意識していなければならない。刑法は、どの様な行為が刑事法上禁止されているのか、そしてその行為がどの様な刑罰又は処分で威嚇されているのかを意味しているにすぎない。しかし、この様な認識は、国家刑罰権が実行可能かどうか又それはどの様な条件の下でか、万一封罰が科せられるとしてどの様な観点から量刑されるのか、それがどの様に執行されるのか、犯罪の真の原因は何処にあるのか、及び、行為者をどの様にすれば適法な路に連れ戻すことが出来るのかを知らない者にとってはほとんど役に立たない。又、ある領域での（例えば、実体刑法での）法的問題解決は他の領域（場合によつては、訴訟上の所与あるいは犯罪学上の見解）の認識に依ることもあり得る。この点については、以下の叙述の中で、再び触れられなければならないであろう。現代の刑法は、『全刑法学』の全分野との恒常的かつ緊密な供働なしには考えられない。当然、実体刑法は、いわば全法領域の基礎学である。というのも、その規定によつて定められた行為の可罰性は——」

の」とは、大部分の著者によつて少しひぬに把握された、犯罪学の対象領域についても、必ずしも「Rn. 13参照」—その他の、刑事司法に役立つ学問がおよそ事件に関わり得るための条件でねむかひである。

V 実体刑法の総論

この本の対象となる刑法『総論』は、又、実体刑法の一部分にすれども、『総論』は刑法典の§§ 1—79b に規定され、§§ 80—358 には『各論』が収められてゐる。刑法典が指示する素材の配分によれば、『各論』は個々の犯罪の記述を示し、個々の犯罪を威嚇するための刑罰を示すものである。それ故、故意(§ 212)、傷害(§§ 223 ff.)、殺傷(§ 242)、詐欺(§ 263)などについて知りたい者は、何時も、各論を調べなければならぬ。これに対して、『総論』は、同罰的行為の条件と結果についての、全犯罪に共通の規定を包括する。それ故、そいでは正当防衛(§ 32)、錯誤(§§ 16, 17)、未遂(§§ 22 ff.)、正犯と共犯(§§ 25 ff.)、責任能力(§§ 19—21)などの法制度が取り扱われる一方で、行為の法律効果も、とりわけ種々の刑罰(§§ 38 ff.)と処分(§§ 61 ff.)とが個別的に規範化されてゐる。それ故、刑法典の総論は抽象化の産物である。総論は、同罰的行為の条件と結果から各論に記述された個別犯罪のかすがいに至るすべてを含む。このことから、この素材領域の基本的性格が解る。刑法の機能と刑罰の目的に関する理論の様な刑法理論の中心的問題が、従来通り—そして此處でも又—総論の中で論究されることが、これは、その基本的性格に一致する。

第二節 実体的犯罪概念、補充的法益保護としての刑罰と刑罰類似の制裁との内容的区别

文献：省略

I 実体的犯罪概念

立法者の、およそ刑罰を命ずる権利、刑罰権は、Art. 74 Nr. 1 GG から推測することができる。というのは、そこで刑法を憲法と競合する立法領域に指定することで、憲法の立法者が国家刑罰権の存在を前提としていると認識出来るからである。だからといって、それによつて、国家が権限に基づいて刑罰を科するには、行為がどの様なものでなければならぬかについては何も述べられてはいない。これは、『実体的犯罪概念』、即ち、可罰的行為の内容的質の問題である。可罰的行為がこの本の第一節で述べられた様な『形式的犯罪概念』によつて実定法の範囲内で定義されるのに対し、実体的犯罪概念は、その時々の法典化された刑法の背後に遡つて、可罰的行為の実質的基準を問うのである。それ故、実体的犯罪概念は刑法典に先行し、立法者に处罚の必要のあるものと、处罚しないでおかなればならないものについての刑事政策的基準を提供するのである。この概念は、ここで『補充的法益保護』と理解されていれる刑法の任務によつて明確にされる。けれどもこの様に述べたことが十分に明確な意味をもつためには、まず争点の迷路を通り抜けなければならぬ。

II 可罰性の前提としての法益侵害

刑法に許されるのは、『法益』の保護に尽くるとの要請は過去数十年に亘る改正論議で重要な役割を演じてきた。刑法は、生命(§§ 211 ff.)、身体の完全性(§§ 223 ff.)、名誉(§§ 185 ff.)、同姓(§§ 153 ff.)など、一定の、所与の『財』を保護しなければならないとの仮定から出発し、一つの観点から可罰性の本質的制限の要請が導かれた。

1 単なる道徳違反の刑法からの排除

第一の点は性刑法に關係する。いわでは、一九六九年までに、一般に不道徳とみなされてはいるが、成人によって、しかも相互了解の下に多数人が関与して、更に他人を悩ませるのもなく行われた場合であることを前提に、個人の権利を侵害するのでもなく、侵害可能な、保護可能な、有価値な状態を意味する『財』を侵害するのでもない成人间の同性愛(§ 175 a. F.)、獸姦(§ 175b a. F.)、淫行介入(§ 180a a. F.)、ポルノグラフィーの頒布(§ 184 a. F.)及びその他類似の行為態様が、処罰されることになった。それらの行為には、『現実的侵害の因果性』が欠けている。それ故、それらは、これを認める学説によれば、道徳の様な『一般概念』に対する違反と理解されるのであって、法益侵害とは理解されない。この様に単に不道徳的ではあるが、法益侵害的ではない行為を罰することが許されるのかという問題は、長い間、刑事政策的議論の主要なテーマであった。一九六一年に連邦政府が提出した『刑法典の草案』(所謂一九六二年草案)は、例えば、同性愛の可罰性を肯定して、明確に、『倫理的に特に非難に値し、一般に破廉恥であると確信される行為の諸場合を、その行為が直接的に確定可能な法益を全く侵害していない場合であっても、刑

罰で威嚇すること』は出来ないわけではないとした。これに対し、一九六六年に一四人の教授達によつて提出された『刑法典の代案』(= AE : § 4, Rn. 20 ff.参照)は、基本方針通り、§ 2で、『刑罰と処分は法益の保護に奉仕する』のであるから、当然、道徳には違反するが誰の権利も侵害していない様な行為の無罪と性刑法の広範な自由化を擁護すると定めた。それに続く改正では法益論の立場が大幅に認められた。一九六九年六月二十五日と一九七三年一月二三日の、刑法の改正のための第一及び第四法律は、この領域での可罰性を本質的に個人の自由の侵害と、若者に対する違反に限定した。各論の一三章が、以前、『倫理違反の重罪と軽罪』という表題としていたのを、現在、単に『性的自己決定に対する罪』としているのは、特徴的である。

2 秩序違反の刑法からの排除

法益のドグマが効果を發揮することができた、第一の主題領域は、犯罪と秩序違反の階層的区別に關係する。秩序違反法の準備をした著者達(特に James Goldschmidt, Erik Wolf & Eberhard Schmidt)は、その際、本質的には、刑法は所与の法益(それ故、特に、国家から独立の個人の権利という古典的基準)を守らなければならないのに対し、実在する法益を保護するためではなく、単に公の秩序及び福祉に資するという任務のために出された国家の命令に違反する行為は、倫理的に無色の不服従行為として、即ち、單なる秩序違反として非刑事的制裁によって罰せられるのであるとの思想の下に、決定に參與していたのである。それ故、この様な考えにあつては、例えば、身体の完全性又は所有権の侵害は、その本質に従えば、犯罪である。それに対して、自動車の違法駐車あるいは届け出義務違反は、禁止あるいは命令の対象がおよそ国家によつて初めて作り出されたものであつて、所与のものでもなければ、その限りで法益でもないのであるから、実体的犯罪概念には包摂されない。立法者は、戦後、刑事刑法とは區別された

秩序違反法を作るとの要請に答えることが多くなってきた。まず、一九四九年の經濟刑法、次に、一九五一年のOWIG、最後に、包括的で、しかも全面的に改正された一九六八年のOWIGが、それである。また、一九七五年1月1日より、五〇〇DMあたりの罰金または六週間までの拘留に処せられていた従前の違警罪がStGB(§§ 360 ff. a. F.)から廃除され、その大部分は秩序違反に変えられた。その他、過料のみに処せられる秩序違反の数が上昇の一途を辿つてゐる。

III 従来の法益の定義の非適切性

「」の様な発展にもかかわらず、実体的犯罪概念への理論的問いは、依然として解明されていない。ところでも、「法益」概念を、それが法的に基礎づけられ、しかも内容的に十分な限界設定をなし得る程に定義出来なかつたからである。「」の概念を個人的財に限ることは出来ない。それは、StGBが、國家(§§ 81 ff.)、通貨(§§ 146 ff.)又は司法(§§ 153 ff.)の様に、その侵害が実体的犯罪概念からしても問題なく刑罰に値する、多くの公的法益を保護しているからである。その場合、何故、例えば、「支配的道徳上の見解」が公的法益と説明出来ないのか、あるいは、何故、「」のことは不明確過ぎる様にも思われるが、「性的関係における異性愛の構造」という法益が同性愛の可罰性の裏打ちとなり得ないのか、という疑問が浮んでくる。一定の道徳上の見解に法益になるための質が欠けているのを、単なる感情あるいは一般的価値表象を法益として是認することを拒否する」とによつて、理由づけることはできない。といふのも、StGBは單なる、尊崇の念の侵害(§ 168)または公序良俗違反を、「」での侵害は単に感覚的世界及び礼儀作法の領域であるにもかかわらず、無条件に罰しているからである。

また、事前に把握した法益概念を用いて犯罪と秩序違反とを相互に区別しあらんの試みも貫徹不可能である。といふ

うのは、一面で、人の健康を害する程の騒音の惹起(§ 117 OWiG)の様に、全く所与として個人に与えられた法益を侵害する秩序違反が存在するし、他面で、経済犯、税法違反罪及び環境犯罪の領域には、その対象が国家の命令によつて初めて作られ、しかも、それにもかかわらず、その可罰性についておよそ疑いの余地のない多くの行為があるからである。そもそも、現代社会における國家の給付義務が持つ決定的意味について考える時、何故、「行政の、妨げられない機能」が法益と見なされではならないのか、明らかではない。

この様に考えると、法益を“個々の刑罰法規の意義と目的”的ための統括的思考形式、“目的思想の略語”、それ故に個々の構成要件の“法理”と理解する所謂“方法論的”法益概念の立場に至る。とはいへ、この場合には、実体的犯罪概念に対して持つ法益概念の意味がおよそ放棄されたものと考えて良いのではなかろうか。というのも、立法者が個々の規定によつて当然何等かの目的を追求しているとすれば、それによつて必然的に法益が存在することになるからであり、又、Rn. 2—4に書かれた努力が虚構された問題に向けられていたことにもなるからである。この様な概念といえども目的論的解釈の手段（「保護法益に従つて」）としての機能を持つており、各論の体系的区分にとつては意味があるが、刑事政策的には無意味である。けれども、純粹に解釈学的な法益概念のために刑事政策的法益概念と訛りすることは諸要請に答えることにならないといえるのではなかろうか。というのは、その様な概念構成は、一面では、いざれにせよ周知のものとなつてゐる目的論的解釈原理を越えるものではなく、他面では、刑事政策的議論の背後にある事実問題が内容的に説得力のある、刑法に限界を設定しようとする法益概念の継続的努力を正当化するからである。

Birnbaumの創造になるとされる法益概念が創造時の一九世紀に、すでに可罰性を限界づける、自由主義的な内容を持つていたのかとの問いは、しばしば主張される法益論と、可罰性を“社会的侵害”に限定しようとし、そこから、

また、単なる道徳違反を無罪とする要請を導いた啓蒙期の刑法との関連性の問題同様、争われている。けれどもこの様々な関連性における内容の問題は、いずれにしろ、法益概念がこの様な機能を、現今議論はどうしても言及しなければならない、近時の改正論議の中で、既に継受しているのであるから、重要ではない。

IV 憲法からの法益概念の演繹

正しい端緒は、刑法の立法者にとって所与として与えられている唯一の制限は憲法の原理の中にある、という認識にある。それ故、刑事政策的に拘束力を持つ法益概念は、憲法に記載され、個人の自由を基礎に国家刑罰権に限界を設定する法治国家の任務からのみ明らかにすることが出来る。これによれば、「法益は、この様な目的の表象を基にして構築された全体系の範囲内にあって個人とその自由な発展にとって、あるいは、この体系 자체の機能にとって有用な所与と目的設定である」といわれる。この様に、一般的に「利益」と書かないで、「所与と目的設定」と書換えた意図は、この法益概念が法によって既に存在するものとされた状態と全く同様に、法によって初めて作り出された規範遵守義務とを括し、それ故、前者に限定されないということを表現することにある。刑法の立法者に所与として与えられているが、憲法に先行するものではない法益概念から、次の様な、一連の具体的な命題が導かれる。

1 恣意的科刑は法益を保護しない

恣意的科刑は法益を保護せず、許されない。それ故、例えば、刑罰で市民にゲスラーの帽子あるいはその他の、何等かの象徴に敬意を表することを命ずるのは許されない。というのは、このことは自由主義国家の個人の自由にも、

その様な原理を基に構築された社会的体系の機能性に資するものでもないからである。

2 純粹にイデオロギー的な目的設定は法益を保護しない

同様の理由からイデオロギー的な目的設定を刑法規範で保護するのは禁止されるであろう。例えば、所謂民族保護法違反に含まれる国家社会主義的禁止の基礎にある“ドイツの血の純潔の維持”は、ここで記述された意味での法益ではない。同様のことが、およそ非難の余地のない世界観上の教義を義務づけることについてもいえる。

3 純粹な道徳違反は法益を侵害していない

最後に、Rn. 3で叙述された学説には、結果的に、単なる道徳違反は法益を侵害していないので、不可罰でなければならぬといふ点では、賛成できる。例えば、成人間の同性関係、あるいは、その他反倫理的と見なされる関係の处罚は、個人の自由を制限することになり、社会体系の機能化にとって余分であるばかりではなく、处罚によって烙印が押され、社会に組み込まれている人間に不必要的社会的葛藤を引き起こしてしまうことになるため、むしろ有害でさえある。刑法から純粹の道徳違反を排除することを命ずるからといって、“感情”及び類似のものが、どのような場合であつても、刑法上保護されはならないということまでも意味しているわけではない。他人の世界観的信条を公然と誹謗した者（§ 166）、死体の一部を領得した者（§ 168）、あるいは、公然と猥褻行為をした者（§ 193a）は、そうすることによって当事者あるいは一般大衆に憤激の情を起させ、自由な、社会体系にとって必要不可欠な公の平和を乱すのである。公然と行なわれたのではない、同意のある道徳違反には、正に、この点が欠けている。

4 その他の結論

この様に少ない例で法益概念の実践的能力がいい尽くされていないことは説明を待つまでもない。であるから、人間の不平等を保障したり、作ったりする刑罰法規は法益を保護するものではない。同様のことはArt. 5 GGに違反する、意見表明の処罰などについてもいえる。この様にして、法益概念からは、国家の任務及び基本権から導くことのできる何かがこれによつて初めて明らかにされるわけではないが、この概念は種々の結論を収束し、すべての刑罰法規に最初から憲法上の限界というライトを当てざるを得なくするのである。

5 秩序違反も法益を侵害する

これに対しても、犯罪と秩序違反とを、行為が所与の法益を侵害したのか、あるいは、国家によつて作られた規範に違反するに過ぎないのかとの基準によつて区別することはできない。というのは秩序違反も、個人に害を加えたり(静寂を妨げる騒音)、あるいは、公安上(と同時に市民にとっても又)有害な行為であるために、法益を侵害しているからである。駐車禁止でさえも道路の渋滞を防ぎ、それによつて日々の営みを保障しようとする目的を持つてゐる。それ故、この禁止も法益を保護してゐるのである。刑罰を強化した、国家の命令が社会的保護及び秩序づけの任務との関係を全く認識させない場合は事情が異なる。しかし、その様な時にはRn. 10の所で説明された視点から不許可とされる、恣意的な規定が問題となるのであつて、犯罪と秩序違反の区別が問題となるのではない。

V 法益概念の可変性

叙述された法益の観念は、規範的な性質のものではあるが、静的なものではない。というよりは憲法の目的設定の範囲内で歴史的な変転と経験的認識の進歩に開かれていくのである。したがつて、例えば、露出行為の処罰（§183）は、公の平和を危殆化するものであるから、許される。とはいへ、時の流れのなかで、その様な行為は公衆にとって危険性のない、精神障害の兆候にすぎないとする見解が国民に浸透したとするならば、その処罰は法益保護にではなく、単なる道徳違反の防止に役立つに過ぎず、不要とならなければならないことになろう。刑罰権をその時々の経験的認識の水準に結びつけることがポルノグラフィーの取り扱い（§184）の際にみられる。ポルノグラフィーを成人に譲り渡す点について、立法者はここで主張された法益論にそつて、本質的に、その様な文書の閲覧及び購読は、いつもの様に道徳的に評価して、社会的に無害であつて、多くの場合精神的緊張を衰えさせるものであるために、不可罰とした。けれどもポルノグラフィーの需要あるいはその現象形式の一つ一つが性犯罪に一層拍車をかけるものであることが解った場合には、刑法を法益保護に限定していることが、それ以後も引き続き刑罰を科すことの障害になるわけではなかろう。

VI 法益保護の限界問題

上記の法益概念は完成された結論を導くことの出来る様な定義を提供しない。その様な概念は不可能であるし、又、

正しき発展の道筋を追求すゆといふ困難な試みを短縮して概念の盲田的な演繹に陥つてしまふため、当を得ないものとなつてしまふにちがいなし。むしろ法益概念は、法の素材について展開され、個々の法規の創造と解釈にあたつて立法者と法適用者に助言する」となる判断基準を与えるのである。それ故、法益概念は各論で真価を發揮しなければならないが、此處では徹底して追求することはできない。

個々の場合に限界づけが困難であるからといって法益概念の原理的能力を疑問視する」とは出来ないという点を指摘しておきたい。むしろ、その能力は、正に、法益原理が国家の科刑権の限界に関する問題を明らかにし、合理的に解決出来る点で証明されるのである。以下の記述は各論に比重の置かれている議論[1]、[1]のきつかけを与えようとするものである。

- 1 瞠託殺人(§ 216)の可罰性は、しばしば、この行為が法益を侵害していないとの理由で無罪が求められるのであるが、自らの生命についての自殺決定の存在が、被害者の死後、第三者の手によるのではなく、自らの手で行なわれた自殺の事案において確實に示される」と、及び、生命の保護命令が他人の生命を原則的にタブー視していることを考慮するならば、維持される。

- 2 薬物の販売等の可罰性は、そうしなければ生ずる」とになる薬物の蔓延の制御不可能性と責任無能労な服用者、特に未成年の若者にたいする危険のゆえに正当化される。

- 3 § 218について保護されている“胎兒”は、確かに、まだ“人間”ではない。それにもかかわらず法益とみなさ

れなければならぬが、それは、基本法(Art. 2 II 1)が胎児も人間存在の前段階の形態として保護しているからである(BVerGE 39, 1)。それ故、立法者は墮胎を刑罰で禁止するなどを許してゐるのである(更に、立法者がそつする義務があるのかの問題については以下Rn. 26 f.参照)。

- 4 痕点といえば、法益の侵害がなくても科刑は許されなければならぬとの主張の証拠として再三引用される、動物虐待の構成要件(§ 17 TierSchG)である。実際、何故、TierSchGが自由の表明によつて貢献しようとした(§ 1 TierSchG)“動物の生命と健康の保護”が個人の自由又は社会システムの保全に役立つのかと問われる。それにもかかねらず、動物の虐待の処罰は許されてゐると見なされなければならないであろう。けれどもこのことは、ハリで単なる道徳的見解が保護されてゐるとしてもどう様な意味ではない。むしろ、立法者は生ある物に特有の連帯感の一種として高等動物を同胞と、“異国の仲間”と見なし、その様なものとして保護しているとの考えに基づいてゐる。ハリの様に考へると人間の共同生活の保護に、強弱の差はあるが、胎児と並んで高等動物の生命も加えられる。それらの苦痛の感情は、ある程度まで人間のそれと同じである。§ 90a BGBハリの様な意見にそるものである。

- 5 法益保護に向けられた刑法の限界は近時議論されるハリの多い“象徴的立法”的事例にも関係する。ハリでは、具体的な保護作用を示すのではなく、一定の価値への信仰、あるいは非難に値すると見なされる態度の忌避によって、政治的及び世界観的集団の自己顯示に役立つはずの刑罰規定が問題となつていふ。しばしば、有権者を宥めると云ふ目的が、効果のないことが予想出来るような法律によつてではあっても、好ましくない行為や状態に立つものである。

ち向かうために“何かがなされる”という印象を呼び起こすことで、追求されることがある。すべての刑罰法規は、国民の意識形成に作用しなければならないものであるために、多少の差はあるものの、大変象徴的であるが、“象徴的”立法要素が一般的に許されないわけではない。どの程度の法益関連性が守られれば十分なのかの問題が重要である。可罰性を具体的な行為の準備段階にまで広く拡大したり、単なる心情の表現を処罰したりする規定は、法治国家的に見て、その許容性に大いに疑問の余地がある。今まで主として法理論的に又社会科学的に分析された問題点を刑法的に又憲法的に包括して片付けてしまおうとは、まだ、されていない。

VII 法益侵害が欠如する場合

刑法を法益保護に結びつけることは、可罰性を法益侵害の発生の場合に限定することを要求しているのではない。法益の危殆化で十分であるが、具体的危険犯の場合であれば（例えば、§315c：交通の危殆化）法益の危殆化が構成要件自体によって可罰条件にされているのに、他方、抽象的危険犯の場合には（例えば、§316：酩酊運転）保護法益（ここでは・生命、身体、有形の資産）は構成要件には挙げられていず、刑罰規定を作る動機となつてているにすぎない。又、未遂の可罰性は—そこでは法益の侵害は、定義に従えば、発生していないが—法益論と矛盾するものではない。この理論は可罰性の前提として、ある行為がその客観的又は主観的性質からして法益の侵害に向けられているということ以上のこととを要求していない。法益保護の要求は、更に、刑法がその禁止で行為価値（生命あるいは他人の所有権の尊重などの様な）を保障しようとしているという点を強調したとしても、放棄されるわけではない。このことは、行為価値の維持が関連する法益の保護に役立つ限りで、全く、正しい。禁止されるのは、「根無し草の様な」、

即ち、その侵害が法益との関連性を全く持たない行為価値あるいは心情価値の保護である。

VIII 法益と行為の客体

法益は行為の客体とは異なる。例えば、文書偽造（§ 267）の保護法益は、証拠取引（Beweisverkehr）の純粹性であつて、行為の客体は個々に偽造された文書である。窃盗罪の行為の客体は領得された、他人の物で、保護法益は所有権及び占有である。多くの場合、行為の客体と保護法益は、人の生命が侵害の対象であると同時に保護法益でもある殺人罪の様に重なつてゐるかに見える。しかし、それは外観にすぎない。というのも、行為の客体は具体的な人間で、その個別的な生命が侵害されるのだが、保護法益は人間の生命そのものであるからである。それ故、法益は具体的な侵害対象の中に具現された、観念的財である。それは、正に個々の行為の客体に害を加えることによってのみ侵害可能である。

IX 法益の保護をしない刑法は無効か？

まだ明らかにされていない問題は、法益保護に限定される」とによつて得られた実体的犯罪概念の具体化が単に刑事政策的な作用を當むにすぎないのか、それとも、それに反する刑法規範を無効にする様な法拘束的な作用を當むのか、である。なるほど、恣意的な法律が（Rn. 10）無効である」とに異論はない。けれども、”道徳”あるいは一定の”価値”を保護していく（Rn. 11 f.）刑法規範の場合には、その法的妥当性を、Art. 2 I GGGに従えば人格の自由な発展を制

限する」とになる“道徳律”を援用する「基礎づけようとの試みが、種々、なされている。したがって、又、BVerfG (E 6, 389 ff, 434) は、一九六九年まで適用されていた成人間の同性愛を処罰する規定 (§ 175 a. F.) を肯定した際に、道徳律が“そもそも許されないか、あるいは、許したことに対する侵害を正当化出来る。”との命題を援用している。しかし、これには、道徳的、宗教的あるいは世界観的規範の保護は、その違反が社会的に影響を及ぼさない限り、およそ、逆に、異なる少數意見とその活動をも保護すべきである民主的法治国家の任務ではないとの理由で、従いえない。それ故、Art. 21 GG の一般的行動の自由を制限する道徳律の概念は、憲法の文脈から、この概念が“そのように基本的な、即ち、それを守る”ことがそれ自体のためにだけではなく、社会的に有害な影響を避けるためにも、命ぜられていると考えられる道徳規範のみを包摂するにすぎないと、解釈されなければならない。

X 立法者は法益の侵害を処罰するよ^う義務づけられるのか？

類似の未解決の問題に、立法者が法益侵害行為を処罰するように義務づけられるのかどうか、それどころか義務づけられているとすればどの様な条件の下で、との疑問がある。通常の場合、Art. 26 IGG を超える憲法上の科刑要請は、確かに存在しない。むしろ、公安と個人の自由の考量、同様に、衝突する個人の自由権の限界づけが立法者の仕事であり、その決定裁量の範囲は彼の拘束領域よりはるかに広い。又、更に、法益を刑法的に保護するか、あるいは、私法的あるいは公法的手段によって保護するかは立法者の裁量の問題である。むしろ、十分効果のある刑法以外の保護の可能性が優先されるべきである(この点についで、Rn. 28 ff. 参照)。例えば、物の奪取、即ち、領得の意

思のない他人の物の取得は、ドイツ法によれば、原則的に不可罰である（なるほど禁止されている自力救済として§ 858 I BGBによれば違法で、しかも場合によれば損害賠償の義務を負うことになるが）。それ故、バイオリニストから大変重要な演奏会の前に、彼が習熟している唯一の楽器を奪つた者が、その後でこれを返却しようとした場合に、このことから不可罰性が帰結される。この様な場合に处罚することは不適当であるのかが争われている。しかし、立法者にその様な規定を作る義務があるといふ」とは出来ない。

それにもかかわらず、BVVerfGは墮胎の立法をめぐる周知の訴訟において所謂期間による解決（即ち、妊娠第三週目の墮胎を無罪とすること）を、立法者は刑法による保護を全面的に放棄する」とは許されず、“最悪の場合、即ち、他の方法では憲法によって要請されている保護を達成出来ないと思われる様な場合には成長過程にある生命を保護するために刑法の手段を持ち込むことを立法者の義務とする”ことができる。（BVVerfGE 39,1,45）との理由で憲法違反であると宣言した。この様な考えには、基本的な法益が破壊された事例として既に指摘された条件のもとでのみ賛成しなければならないであろう。そもそも、国家は市民の平和な共存を保障するとの任務を拒んでもよいことになり、それ故に、自らの存在を放棄してしまうことにもなるであろう。もちろん、墮胎の場合に、生成過程にある生命的保護は刑法以外の手段では達成できないのか、あるいは、むしろより良く出来るのではないかの問題は争われている。

XI 法益保護の補充性

前述したことから、法益保護は刑法によつて実現されるだけではなく、全法秩序の手段方法を総動員してかからなければならぬといふことが解つた。むしろ、刑法はすべての保護処分の中で最後に考えられるものである。即ち、

刑法は、社会の問題解決のための他の手段—民事訴訟、警察法又は営業規則の命令、非刑法的制裁など—が期待どおりの役割を果たし得ない様な場合に限つて、持ち込むことが許される。それ故、刑罰は“社会政策の最後の手段”と呼ばれ、その使命は補充的法益保護であると定義されている。刑法が法益の一部のみを、しかも、これを必ずしも一般的ではなく、むしろ、しばしば（財産の様に）個々の侵害の種類に限つて保護しようとしているので、そのため刑法の性質は“断片的”であるともいわれる。

この様な刑法の制限は、我々の憲法の法治国家原理から当然に導かれる均衡性の原則の帰結である。即ち、刑法は市民の自由への国家によるすべての侵害の内で最も厳しいものを可能にするのであるから、比較的寛容な手段が十分な成果を約束出来ない所にのみ持ち込むまれるべきである。というのは、国家が他の社会政策的処分で一定の法益を同じ様に又はむしろそれ以上に保護することが出来る場所で、刑法という切れ味鋭い剣に手を伸ばすとしたならば、過剰禁止に違反することになる。例えば、通常の契約違反は、民事訴訟と強制執行処分によつて十分解決出来る。その様なものを刑法で規制することは不適切ではなかろうか。取引相手を不法利得の目的で欺罔し、損害を与えた時に、初めて、個人の財産という法益が、刑法の詐欺罪の構成要件(§ 263)が問題になる程まで、持続的に侵害されたことになる。

ここには、犯罪と秩序違反の区別という刑事政策的な問題が分類される。刑法の保護法益の補充性のために、立法者は、追求されている目的の保護が非刑法的制裁で十分出来るところでは、秩序違反を定めなければならない。ことは、主として、軽微な法益の侵害を示しているにすぎないような犯罪の場合に、問題になる(§§ 111 ff. OWIG 参照)。しかも、このことは、行為が、しばしば、法益に対する相当程度の害を示しているにもかかわらず、社会倫理的無価値内容は軽微であるような場合にも、考慮されなければならない。したがつて、現在、しばしば、刑事犯罪とし

て刑罰が科せられている軽微過失の場合にも、とくに、民事損害賠償義務がかなりの予防的作用を果たしているので、秩序違反として制裁を加えることによって、同様の保護機能が充足されるのではなかろうか。他の場合—例えば、環境侵害的行為のかなりの形態の場合—営業規則上の賦課事項と制裁は、個人責任を明らかにする際に、このような場合にしばしば困難となる刑事訴追よりも、往々にしてより効果的である。法政策的に刑法的解決を民法的解決に代替することによって、他の解決手段の可能性が尽くされたことには、とうていならない。したがつて—累犯の場合を除いて一些細な万引きを店主にお金を弁済することで償うことも有意義ではなかろうか。又、企業内の窃盗には、司法に委ねる代わりに、現在大部分の場合に十分な法的保障はないが—実践されているように、内部的な“企業内司法”についての法的規定が提供されるべきではなかろうか。

立法者が、比較的厳格に縛られている法益の問題とは違つて、補充思想には立法裁量にかなり広範な余地をみとめている。なるほど、理論的に、均衡性の原則は憲法原則で、そのために軽微な違反の刑罰化は、過剰禁止違反を理由に、無効であるといえよう。しかし、立法者が軽微な違反に、それにふさわしい寛容な刑罰を用いる限りにおいて、実際には、憲法違反とはならない。比較的寛容な手段（例えば、単なる民事制裁）で十分な成果を期待出来るか否か不明な場合には、立法者には、さらに評価特権が与えられる。それ故に、補充の原則は強制命令以上の、刑事政策的基準である。立法者が犯罪をどの程度秩序違反に切り替えるのか、あるいは、商店又は企業内での、例えば、窃盗を非犯罪化することを合目的的であると考えるか、という問題は、社会政策的決定の問題である。とにかく、実体的犯罪概念は、その限りで、刑法の進歩にとって不可欠の、基本的な立法批判を可能にしてくれる。

XII 文献に見られる種々の見解

ところで主張された見解に反して、文献の一部の者は、法益保護思想には実体的犯罪概念を定めるための適性がないところ(い)とは、方法論的法益概念の支持者の場合にあつても必然的でなければならない(Rn. 7参照)。したがってJescheckは、法益概念は、現在、様々に、共同体にとって有害な(単に無作為にすぎないものではなく)行為に限定するのに役立っているが、問題の中心は、"法益概念の問題ではなく、もちろん、憲法の価値秩序、そこから派生する保護義務及び刑法の補充の原則に結び付けられている刑事政策の問題である"という。類似の方法で、しかも法益保護思想に遡ることなく、Zipfは、"実体的犯罪概念"は"憲法秩序と刑罰理論によつてあらかじめ刻印されている"という。その際、特に、多元的な国家観及び社会観に対する信仰に…意味が与えられることになる。"我々の、現在の社会秩序において犯罪は異なつた世界観あるいは異なつた道徳観からは生じ得ない"という。これらはすべて、ここで主張された学説の本質的要素を含んでいる。しかし、これらの要素を補充的法益保護の原理に整序することによつて、そもそもなれば前の論述が容易に拘束力を持たないことになつてしまふ、種々の観点の体系化と具体化がなされることになる。したがつて、Zipfも、又、実体的犯罪概念を"刑事立法者に対する法的制約"であると考えるのではなく、むしろ、これに单なる"指導形象機能"を認めんにすまいのである。

他方、Anmelungは実体的犯罪概念を、現在の社会体系論(特に、Parsonsの)を手掛かりに、内容的な明確化がなされる—刑罰威嚇によつて予防されるべき—社会的損害の理論によつて基礎づけようとしている。けれども、このように行爲の体系的機能性を目指すことによつて、人は自己のためにではなく、社会のためにのみ保護されることになつ

てしまふし、それ故に、又、社会の全体系が侵害されずに入るために、人が社会のために犠牲にされることも許されることにならう。このよきな法益保護思想の自由主義的推進方向と正反対の関係に立つ結論から逃れるために、Anmeldungは、その構想を基本法の基本的価値決定（特にArt. 1 und 2 GG）によって限定しようとしている。このような方法によつて、彼は、ここで主張されたものに似た結論に到達出来ることになる。しかし、一事実的に必然的な一限定は出発点と矛盾し、国家が個人のために存在し、個人は個人として、社会の全体系の一部にすぎないものとしてではなく、保護されなければならないという認識を隠蔽してしまう。

Welzelは、刑法の“中心的任務”は法益保護ではなく、“他人の生命、健康、自由、所有権などの尊重のような積極的な、社会倫理的行為価値の妥当性”を保護することにある。“刑法の主たる任務”は当世風の法益保護ではない。むしろ、本質的なのは、“法的心情の行為価値”を遵守するよう保障することであると云ふ。とはいえ、彼は“個々の法益の保護”が基本的心情価値の優先的保護に“含まれている”と見ている。

このよきな見解に対し、しばしば、それは行為刑法から離れ、心情刑法に墮するとの批判がなされている。しかし、おそらく間違いである。即ち、というのは、Welzelは、任意の“積極的”心情を刑法の助けを借りて貫徹しようとしているのではない、ただ StGB で保護されている法益の尊重と規範の承認を貫徹しようとしているからである。また、その点に、Welzelが手段と目的とを取り違え、結果的にここで主張された学説とほとんど差が無いことが示されている。というのは、一般大衆の中に規範を定着させるとは、所謂“積極的な一般予防”として疑いもなく刑法の任務（詳しくは § 3, Rn. 26 f. 参照）に属し、Welzelの定式的表現は変わることにはならない。しかし、他人の生命、所有権などを尊重するよう入ることは、それ自身のためにではなく、法益の侵害を防ぐためなのである。それ故、

これを尊重する」とは法益保護という目的のための手段にすぎない。

法益の侵害と“義務違反”とを同じレベルに併置することは誤りではないが、前述類似の誤解である。例えば、Jescheckが“法益保護と社会倫理的行為価値の保護”を“刑法の同価値的な・任務”であると理解しようとする場合には、それはWelzelの見解と、行為価値の保護を優先する」とを断念するという点に区別はあるものの、一致する。Welzelの学説についていえることは、又、このような見解についてもいえる。即ち、法的心情の改善は法益保護の手段であつて、それと併存する独立のものではない。他方、Lencknerが、犯罪は“義務違反”という概念に包摂出来る行為価値と心情価値を示すと指摘する場合には、それによつていわれているのは、犯罪は違法かつ有責でなければならないといふこと以上ではない(詳しくは、§7)。しかし、このことは、犯罪の处罚(当然、違法性と責任を前提とする)が法益保護にのみ寄与するという点について何も変更を加えるものではない。

Jakobsは、身分犯の様な“法益侵害にとつて重要でない客観的及び主観的種類の行為態様”は規範の目的を法益の保護のみに求める時には、説明出来ないといつてゐる。実際、例えば、利得の意思のない財産上の侵害及び領得の意思のない物の奪取は、その法益の侵害が詐欺罪(§ 263)あることは窃盗罪(§ 242)におけるものと同じであるけれども、不可罰である。しかし、刑法の任務を法益の侵害とみる場合であつても、すべての法益の侵害がその態様への考慮なしに处罚されなければならぬとまでいつてゐるわけではない。むしろ、刑法が法益をただ補充的にのみ保護しているといふことは争いのないことである。ただこの様な法益は誰でも侵害出来るというものではないのである。

ている。しかしながら、だからといって多くのものが得られたわけではない。それは、法益概念が、法律の理念(Rn. 7)にまで遡ることはないにしても、多様に記述され、実体的犯罪概念を構築するには、しばしば、漠然としていて、その能力がないからである。したがって、法益は、社会的に価値があると認められた“生活財”、“法的価値”又は“法的利益”、“一般的な現象形態で立ち現れた一定の財について“法的に認められた利益”、“侵害された時に国家機関が法律効果で応えなければならないという限度での、価値的事実関係から生じた尊重要請”又は“価値的機能統一性”と特徴づけられている。Kienapfelは、法益を“秩序ある人間の共同生活にとって不可欠の、刑法上保護された価値、制度及び状態”と呼んでいる。その射程を決定することをしばしば困難にする概念定義のために、法益保護の任務についての相対的な意見の一一致でさえも不確実な基礎に立脚せざるを得ないのである。それ故に、実体的犯罪概念及び法益論は今日でもなお、刑法の基本問題のうちで精緻な解明が最もなされていないものに属する。

XIII 刑罰と刑罰類似の制裁との内容上の区別

1 秩序違反法の過料との区別

文献・省略

実体的犯罪概念について詳述することによって、既に、犯罪と秩序違反が法益の存否によって区別できないということが判った(Rn. 4, 6)。というのは、両者共に法益を侵害しているからである。これに対して、既に説明された様に(Rn. 30)、補充の原則は、限界づけの内容的基準になる。立法者は、社会を乱す行為を秩序違反法の比較的軽い（自

由刑及び少なくとも“前科”を避けるのであるから)制裁でより良く又は良く除去出来るのであれば、犯罪化と刑罰の代わりに、秩序違反と過料に訴えるべきである。時々制裁としての刑罰が最初から問題にならないなどがある。それは刑罰が人にのみ科せられるものであるために(詳しへば、§ 8, Rn. 54 ff. 参照)法人や団体には一事情によつては非常に高額の一過料のみが科せられる(§ 30 OWiG)。けれども、法律違反が国家の反作用を必要としているが、社会的危険が軽微であるために刑事罰を必要としていない大概の場合には、行為は秩序違反として処罰されることになる(§§ 111 ff. OWiG(諸場合参照))。したがつて、例えば、官庁への虚偽の氏名申告(§ 111 OWiG)、軍施設への禁止違反の立ち入り(§ 114 OWiG)、許容できない騒音の惹起(§ 117 OWiG)あるいはそれ以外の公衆に対する到底許すことの出来ない迷惑(§ 118 OWiG)は、安易に甘受出来るものではない。けれども、この様な行為を防止するには過料で十分である。

以上のとから、犯罪と秩序違反の明確な、質的区別が存在しないことがわかる。(前のRn. 4, 14参照)。なるほど BGHSt 11, 264 や Goldschmidt & Erik Wolf(Rn. 4)を示す如くに丑い文書は、“不法が二種類ある”ことに事実的区別を見出している。刑事不法は特定の無価値判断に従うが、行政不法は行政命令に対する単なる不服従に尽きるところではある。しかし、道路交通法の秩序違反(§§ 49 StVO, 69a StVZO)の大部分が、抽象的危険犯という形態ではあるが、生命と健康を保護していく、とうてい“行政命令に対する単なる不服従”と見なすことは出来ないと容易にわかるのである。他方、“行政命令”に対する違反ではあるが、犯罪的性格を有してゐる多くの環境犯罪がある。又、刑事犯罪は必然的に倫理的に非難に値するが、秩序違反は倫理的に中立であるところともできな。ところは、例えば、道路を走行中に左側の車線を使つたり、許容最高速度を意識的に超える者(§§ 2, 3, 49 I Nr. 2, 3 StVO)は、社会倫理的に、決して非難の余地がないわけではない。むしろ、秩序違反における倫理的無価値判断が犯罪に比

べて、その社会的危険性が低い分だけ軽いのである。

それ故、犯罪と秩序違反との違いは、専ら量的性質のものであつて、質的なものではない。このことは、一区別の根源的基礎となつてゐる仮定とは異なり、今日の通説に一致する。しかしながら、量が質に転換する限界がある。即ち、謀殺、人質、あるいは銀行強盗を単なる秩序違反として処罰するということは考えられない。刑法の中心的領域では、補充的な法益保護の必要性は、一定の重要性を持つた犯罪の場合に、必然的に、科刑を要求する。たとえ、窃盜、詐欺の様な行為態様がこの“中心的領域”に数えられ、それ故に刑法に割り当てられたとしても、この領域の軽微な場合（現在§248aで親告罪という修正形式が与えられている旧“軽微窃盜”的様に）を秩序違反と性格づけることは何も難しいことではない。

このことから、犯罪と秩序違反の区別は、補充の原則が常に適用されとはいっても、広い限界領域で立法者の裁量に従つていね（Rn. 31参照）こと、犯罪の中心的領域にある重大なもの場合には処罰が内容的基準によつて事前に、全面的に示されていることが解る。それ故に、内容的区別の際には量的考察方法に代えて、質と量との混合的考察方法がむしろ推奨されるべきであろう。

2 懲戒処分との区別

文献：省略

懲戒処分は、特に重要な国家の組織（特に、公務員、連邦国防軍及び行刑の）と職業による社会的身分（例えば、弁護士と医師）の機能を發揮させるのに役立つてゐる。懲戒法は、その場合、組織と職業上の地位」ととに区別され、

いつも個別的に規定されているので、ここでは、法の根柢をある程度網羅的に列挙するにやむ出來なる。111) の、重要な例を挙げてみよう。即ち、連邦の公務員には、懲戒法上の制裁（戒告、過料、減給、配置転換、免職及び退職金の減額・剝奪）との手続を定める。一九六七年七月一日公布の文書による連邦懲戒規則が適用されるのに對して、懲戒処罰を加えられることになる職務上の過誤は §§ 52 ff. BBG と § 35 ff. BRRG に命められている。軍人には軍懲戒規則が適用されるが、職務犯罪の概念は § 23 SoldGG に命められる。単純な懲戒処分は、戒告、訓告、懲戒金、外出制限、懲戒拘留(§ 18 WDO) である。裁判官には §§ 63 ff. DRiG ある。女性受刑者には §§ 102 ff. StVollzG(§ 1, Rn. 11 参照) が関係する。

懲戒不法は、例外なく、"刑事不法に対する單なるマイナス" ではなく、"原則的他者" と見なされる。"刑事罰に対する懲戒処分は行われた行為に対する報復であつてはならぬ" など、単なる懲戒手段と保護処置であるだけが許される。しかし、この様な、刑罰と懲戒処分の併存を正当化し、重処罰の禁止 (Art. 103 III GG) を回避しようとの理論構成は、刑罰を報復と理解することが許されないのであるから、既に破綻している(詳しく述べ、§ 3, Rn. 8 ff.)。實際、落ち度の対象からの區別は、むしろ、量的性質のもので、補充の原則に従う。重要なのは、組織あるいは職業上の地位の範囲での過誤が刑事罰で対応しなければならないような公衆との關係にあるのか否か、あるいは、内部的懲戒というもつと寛大な手段で済ますことができるのかどうかである。例えば、買収のきく公務員は国家行政の信頼性に対する公衆の信頼を非常に動搖させるので、そのような行為は刑事罰を科せられなければならない。これに対しても他の職務犯罪は、公衆の利益に關わることが少ないので、内部的な懲戒処分だけで済ますことが出来る。

もちろん、懲戒法は外形的に、広く、厳格に規定された構成要件を断念し、"行為者関係的" である点で、刑法と区別される。例えば、§ 54 BBG によれば、公務員は"献身的に職務に従事しなければならない。彼は公務を私心なく誠

心誠意つかさどらなければならぬ。職務内外の彼の行為は、彼の職業が必要とする尊敬と信頼に応えるものでなければならない』と命じてゐるので、この規定に違反する行為は、刑罰構成要件についてArt. 103 III GGが前提とする程厳格には記述されていない。又、懲戒処分は行為者に一面的に働きかける（特別予防）のに対し、刑事罰は本質的に公衆に対する働きかけ（一般予防）をも目指すものである。

現行法によれば、刑罰と懲戒処分は併科であるが、それは、Art. 103 III GGが、行為を『一般刑法によつて複数回処罰する』ことを禁止してゐるにすぎないからである。これは種々の観点から満足できる』のではない。それは、事実として二重処罰になつてしまふからである。BVerfGE 21, 379 ff. は、それ故に、少なくとも懲戒による自由の剥奪（軍人の懲戒拘留）は自由刑に算入するとの判決を下した。§ 8 WDOは、逆の場合をついて、現在では、『懲戒拘留に処する時は：他の自由の剥奪をこれに算入しなければならない』と強行法規を定めている。あるいは又、それ以外には、刑罰には『減給や年金の減額の様な単純な懲戒処分を、これが軍規を維持するのに附加的に必要である場合、あるいは、連邦軍の名声をいたく傷つけた場合に限つて併科され』べきであるとも定めている。類似の規定が公務員に対する連邦懲戒規則§ 14に含まれてゐる。

3 訴訟法及びその他類似の法律の秩序処置と強制処置との区別

秩序処置は、訴訟法に違反する行為を理由に科せられる制裁である。したがつて、例えば、無断で欠席したり、証言や宣誓を拒んだ証人に対しては秩序金及び場合によつて秩序拘禁を科すことが出来る（例えば、§§ 51, 70 I, 77 StPO, 380, 390, 409 ZPO参照）。その上、一定の行為を強制することになる強制処置がある。したがつて証言を強制するため勾留を命ぜられることが出来る（§§ 70 II StPO, 390 II ZPO）。代理不可能な行為をさせるために債務者を強制

金と強制拘禁に処する」とが出来る(§ 888 ZPO)。刑事訴訟では、物の引渡しとが出来る(§ 95 II StPO)など。秩序処置が常に執行されなければならない(例えば、証人が遅れて出廷したとか、後に証言したとしても)のに対し、強制処置は、強制されるべき行為がなされたり、あるいは、不要になつた場合には即座に取り消されなければならない。

秩序処置のみが刑罰との類似性をなにがしか持つていて、強制処置は、専ら将来を目指してくるものであるので、むしろ刑法の処分に比較される。これに対して秩序処置は禁止された行為に対応する制裁である。例えば、§ 178 I GVGは、『法廷内で軽罪を犯した者に、…刑事裁判所の訴追を留保して、2000DMまでの秩序金あるいは1週間までの秩序勾留を科し、即座に執行する』ことが出来る。可罰的行為との内容的区別はこゝでも又、補充の原則によりて明らかにされる。立法者は手続規則にそつた進行を比較的寛容な非刑法的制裁手段で達成出来ると考えていい。勿論軽罪が犯罪であるのならば、懲戒処罰の様に二重处罚の問題が起る。立法者は § 178 III GVGで解決の試みをしている。即ち、『同じ行為について後に刑罰が認められるならば、秩序金あるいは秩序勾留は刑罰に算入される』こと。

4 私刑との区別

文献：省略

私刑は刑事罰と、前者が当事者の任意の服従に基づいている点で区別される。古典的な例は § 339 BGBの違約金である。即ち、債務者が債権者に、債務を履行しないか、あるいは適切に履行しない場合に一定の金額の支払いを刑罰とする旨の約束をしたときには、遅れた場合には刑罰が科せられる。私刑は、又、多くの社団の定款にあり、加入し

た構成員の承認によって許される社団刑である。Art. 92 GG違反は、裁判行為によつて失効するものではないので、私刑には含まれない。

私刑の実際的意味は増加している。その際に、刑事政策的に注目に値するのは、私刑が多くの領域で刑事罰に取つて替つてゐることである。いのいとは、特に、就業規則に基づく企業内司法についていえるが、それは企業内の軽微犯罪を裁判官抜きで企業の内規に服せしめようとするものである。又、万引きの場合には、捕まえた際に加算される報奨金を含めて何倍にもなつた損害賠償債権が、この領域で従来効果の薄かつた刑事訴追に替つてきている。原則上、そのような“領域的”非犯罪化は、補充の原則にさらに広い適用分野を開拓するものであるため、歓迎されるべきである。けれども、濫用を防ぐために、具体的な、法的枠組みの条件が作られなければならないであろうし、法治国家的保障も設置されなければならないであろう。そのような試みは、代案グループの教授達(§4, Fn. 33参照)によつて出版された、万引きに対する法律の草案（一九七四）と企業司法規定のための法律の草案（一九七五）に著されている。けれども、この様な、あるいは類似の努力は、今まで、立法者を動かすまでには至つてない。

（よしだ のぶゆき・本学法学部教授）

〈第一回〉